

『さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例』 許可申請・届出等の手引き



さくら市市民生活部
生活環境課

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



さくら市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電 施設との調和に関する条例』 許可申請・届出等の手引き

目次

1	本条例について・・・・・・・・・・	2
2	設置に許可が必要となる区域・・・・・・・・	3
3	設置に届出が必要となる区域・・・・・・・・	4
4	設置に関する手続きチェックフロー・・・・・・・・	4
5	許可申請・届出の前に必要な手続き・・・・・・・・	5
6	許可申請に係る手続き・・・・・・・・・・	7
7	設置届出に係る手続き・・・・・・・・・・	15
8	維持管理・・・・・・・・・・	20
9	勧告・措置命令等・・・・・・・・・・	23

(1) 条例の概要

さくら市では、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するために、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の基本的な事項を定めることにより、地域と共生して調和のとれた太陽光発電施設の利用の促進を図ることを目的とし、「さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」を令和5年10月1日から施行します。（一部4月1日より施行）※別紙施行日と経過措置を参照。

この条例では、自然環境が良好な区域、魅力的な景観及び魅力ある景観の創出を目指す区域、災害が発生するおそれのある区域、その他、特に配慮が必要と認める区域を「抑制区域」として指定し、当該区域を含む地域に太陽光発電施設を設置する場合、市長の許可を要します。

ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根や、屋上に設置する事業については条例の対象外としています。

(2) 用語の説明

太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。
太陽光発電施設の設置	太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
太陽光発電事業	太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業をいう。
事業区域	太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
事業者	太陽光発電事業を実施する者をいう。

2 設置に許可が必要となる区域

(1) 抑制区域

条例で指定する「抑制区域」内に太陽光発電施設の設置をしようとする者は市長の許可を受けなければなりません。計画地に「抑制区域」が含まれているかどうか、必ず確認してください。

抑制区域	根拠法令	確認先
国立公園	自然公園法	市 生活環境課 028-681-1126
県立自然公園	栃木県立自然公園条例	市 生活環境課 028-681-1126
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法	市 生活環境課 028-681-1126
栃木県自然環境保全地域、栃木県緑地環境保全地域	自然環境の保全及び緑化に関する条例	市 生活環境課 028-681-1126
鳥獣保護区、特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	市 農政課 028-681-1117
生息地等保護区内の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	市 生活環境課 028-681-1126
街道景観形成地区	とちぎふるさと街道景観条例	県 県北環境森林事務所 環境企画課 0287-23-6363
保安林、保安施設地区	森林法	市 農政課 028-681-1117
河川区域、河川予定地、河川保全区域	河川法	鬼怒川 国 下館河川事務所 028-682-2700
		鬼怒川以外の一級河川 県 矢板土木事務所 0287-44-2185
		準用河川など 市 建設課 028-681-1119
砂防指定地	砂防法	県 矢板土木事務所 0287-44-2185
地すべり防止区域	地すべり等防止法	県 矢板土木事務所 0287-44-2185
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県 矢板土木事務所 0287-44-2185
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県 矢板土木事務所 0287-44-2185

1 事前相談・事前調査

事業者は、条例や規則を遵守するのはもちろんのこと、太陽光発電施設の設置に係る様々な関係法令についても遵守する必要があります。事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、手続きが必要か否かを確認してください。また、申請にあたっては、国の事業計画策定ガイドライン、県の設置・運営等に関する指導指針、本手引きをよく読み、許可申請・届出の前に必ず本市生活環境課へ事前に相談をしてください。

2 地域住民説明

(1) 説明の目的

本条例では、事業者の責務として、地域住民に十分な情報提供及び説明を行ない、太陽光発電事業の実施について理解を求め、地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならないとしています。

(2) 説明の対象となる地域住民

説明の対象者は、事業区域が所在する行政区に居住する住民、地権者のほか、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある住民（例えば、事業区域に隣接する商業施設、キャンプ場など）も含みます。事業実施に影響を及ぼすか否かは設置する太陽光発電施設の規模や立地の状況等により個別に考える必要があります。このため、本市と協議を行ない、対象とする住民を慎重に決定してください。

(3) 説明会の開催方法

説明会は、できる限り説明を受ける住民の参加のしやすさを考慮し、会場や日時を決定します。説明会の周知にあたっては、説明会の開催案内を示した印刷物の配布、行政区回覧など、地域の実情に応じて適切な方法で行なってください。

そのほか、最初の説明会が開催される一週間前までに、事業区域内の見えやすい場所に標識を設置しなければなりません。

標識には、次の事項を記載してください。

- ◇事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◇太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- ◇太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
- ◇太陽光発電事業の実施予定期間

（４）説明会の内容

事業者は、住民に対して、図面、完成予想図、図表などを用いて丁寧に説明し、理解が得られるよう努めなければなりません。事業計画、維持管理計画は必ず説明して下さい。また、住民からの意見を踏まえて必要な措置を講じるよう努める必要があります。

○必要な措置の具体例

- ・防災、環境、景観への対策の強化
- ・地域住民との協定締結（維持管理方法、事業譲渡する場合の対応や、事業終了後の対応など）

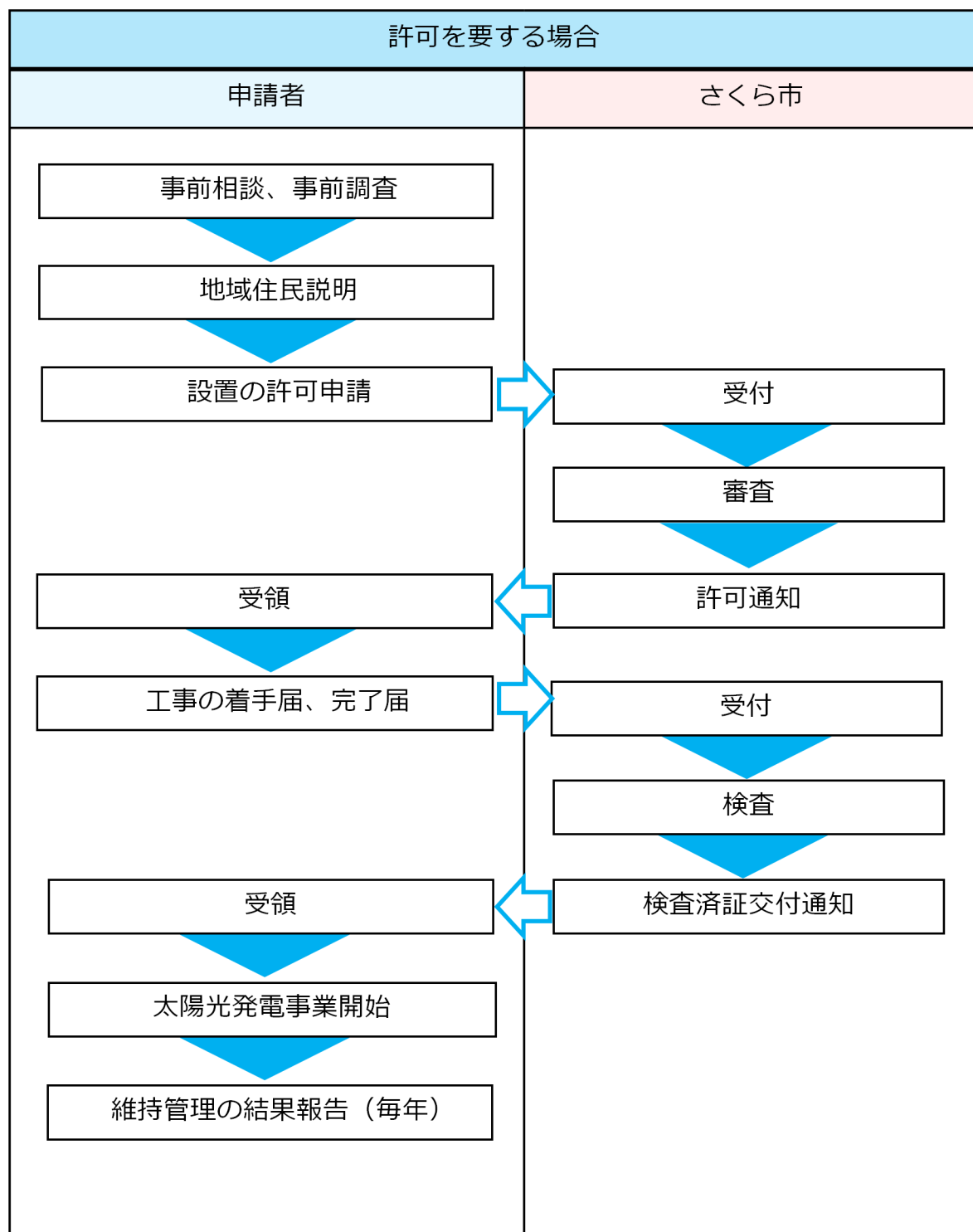
（５）説明会の記録

説明内容、住民との質疑応答状況など説明会の開催状況は、その記録を残す必要があります。許可申請書・届出書と併せて説明会開催報告書（様式第2号）及びその添付書類の提出が必要です。

添付書類

- ☐ 説明会で配布した資料
- ☐ 説明会出席者名簿
- ☐ 説明会の概要・議事録（地域住民の意見の概要・事業者の回答）

許可を必要とする場合の標準的な手続きフロー



1 設置の許可申請

許可申請は、地域住民説明後、設置許可申請書（様式第1号）及びその添付書類を提出することで行ないます。

（1）添付書類

添付書類	記載事項・注意事項
☐ 太陽光発電施設の設置計画	・許可基準を満たしていること、または、満たすための方策を記載すること。参考様式1
☐ 説明会報告書（様式第2号）	・p5地域住民説明のとおり住民説明を行ない、必要な書類を添付すること。
☐ 事業区域の位置図	・縮尺1/25,000以上 ・方位 ・申請箇所を記載
☐ 事業区域の区域図	・縮尺1/25,000以上 ・方位 ・事業区域の境界（赤字で囲む）
☐ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書	・発行後3カ月以内 ・事業区域の土地に係る全部事項証明書
☐ 事業区域の土地に係る土地所有者一覧	・土地の地番 ・土地所有者の住所氏名 ・様式はありません
☐ 事業区域内に係る公図写し	・発行後3カ月以内 ・事業区域、地番、地籍、地目、が記載されていること。
☐ 土地利用計画平面図	・縮尺1/1,000以上 ・事業区域（赤字で囲む） ・事業区域内に設置する工作物の位置、形状、寸法 ・緩衝帯の位置、形状、寸法 ・標識の位置、形状、寸法 ・事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置
☐ 造成計画平面図・断面図	・縮尺1/1,000以上 ・事業区域（赤字で囲む） ・切土、盛土の施工範囲及び杭の位置 ・切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張の設置位置 ・擁壁の位置 ・排水施設の位置、流下方法 ・施工前後の地盤面 ・切土、盛土の範囲、高さ及び勾配 ・擁壁の形状及び高さ ・排水施設の位置 ・その他、災害を防止するための施設の位置

添付書類	記載事項・注意事項
☐ 排水計画平面図・断面図	・縮尺1/1,000以上（断面図は1/50以上） ・施設の種類、位置、寸法、勾配、流下方向 ・吐口の位置 ・放流先の位置及び名称 ・施設の種類、位置、材料、内外寸法、勾配 ・排水の流下方向 ・排水放流に必要な許可、同意等がある場合は許可の内容がわかる書類を添付
☐ 擁壁の背面図・断面図	・擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法
☐ 太陽光発電設備の構造図	・縮尺1/50以上 ・太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ・変電設備の形状、高さ、寸法 ・太陽光発電設備及び架台等の色彩 ・太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログを添付
☐ 事業区域内に設置する工作物の構造図	・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等 ・カタログを添付
☐ 維持管理に係る計画書	・p 20を参照
☐ 太陽光発電事業に係る資金計画書	・太陽光発電施設の設置計画に含めて記載することも可
☐ 廃棄費用の積立計画	・維持管理に係る計画書に含めて記載することも可 ・事業完了日までに、積立金額が太陽光パネルの設置kw数に、資源エネルギー庁が算出した1kwあたり廃棄費用（中央値）をかけたもの以上となるように、積立計画を作成すること。
☐ 直前三年の賃借対照表及び損益計算書	・個人である場合には、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
☐ 電気事業者との特定契約書写し	・該当がある場合は添付
☐ 現況写真	・全景がわかるように
☐ 他法令による許認可書	・許認可済みのものは許可書または認可書の写しの添付 ・認可申請中のものは申請書の写し ・資料には、許認可者、許可年月日、許可機関、許可の内容、条件等が確認できるものであること

(2) 許可基準

1 周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含むときは、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。
- (2) 希少野生動植物種の保護や、野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した太陽光発電施設の設置を行うこと。
- (3) 樹木等を伐採するときは、当該伐採が必要最小限度の範囲のものであること。

2 周辺地域における景観を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合すること

- (1) 太陽光発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
- (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表第1で定める緩衝帯が設けられていること。

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.1ha未満	1m以上
0.1ha以上0.5ha未満	2m以上
0.5ha以上1ha未満	3m以上
1ha以上1.5ha未満	4m以上
1.5ha以上5ha未満	5m以上
5ha以上15ha未満	10m以上
15ha以上25ha未満	15m以上
25ha以上	20m以上

- (3) 太陽光発電施設が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。

3 周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。

4 事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行うときは、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
- (2) 造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年国都開第27号）の基準に適合していること。

5 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合していること。

(3) 擁壁を設置するときは、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合していること。 (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要があるときは、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
6 地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が、関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
(1) 軟弱地盤であるときは、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。 (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。 (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。 (4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。
7 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたすおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
(1) 大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。
8 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の関係住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電施設が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。 (2) 太陽光発電施設から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び栃木県生活環境の保全に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第5条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。 (3) 太陽光発電施設の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。 (4) 太陽光発電施設の設置を行う時間、期間等が関係住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。 (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

2 工事の届出

条例第15条では、設置許可を受けた者及び変更許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならないとされています。

(1) 設置工事着手届

設置工事は、許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手したときは遅延なく設置工事着手届出書（様式第10号）によりその旨を市長に届け出る必要があります。

(2) 設置工事完了届

設置工事が完了したときは遅延なく、設置工事完了届出書（様式第11号）により、その旨を市長に届け出る必要があります。なお、設置工事の完了には確認を行ないます。

(3) 工事の検査

完了届出の後、許可の内容に適合しているか検査を行ないます。

許可の内容に適合している場合は、「検査済証」を交付いたします。適合していない場合には、「検査済証不交付通知書」を交付いたします。

(4) 太陽光発電事業開始

太陽光発電事業は必ず、「検査済証」を交付後に開始してください。

3 計画変更許可の申請

設置許可の申請に係る事項（条例第8条各号）を変更しようとするときは、市長の許可が必要となります。計画変更の申請は、あらかじめ地域住民に変更内容の説明（条例第9条）を行ない、設置変更許可申請書（様式第3号）及びその添付書類を提出することで行ないます。

軽微な変更については、設置許可施設の軽微な変更届出書（様式第4号）及びその添付書類の届出が必要です。添付書類は変更があったものについてその内容を明確にして作成してください。

（1）変更が必要な事項

1 太陽光発電施設の設置の場所
（1）事業区域の面積の増減に伴い、土地の地番に変更がある場合
2 事業区域の位置及び面積
（1）太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合 （2）事業区域の面積が変更になる場合（面積の増減に関わらず）
3 太陽光発電施設の出力（太陽電池の合計出力を含む）
（1）発電出力を変更する場合（出力の増減に関わらず）
4 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
（1）事業実施予定期間を延長する場合
5 太陽光発電施設の設置計画及び太陽光発電施設の構造に関する事項
（1）事業区域の木竹の伐採及び土地の形質変更を行う場合 （2）擁壁・排水設備等の工作物を変更する場合（新設又は廃止を含む） （3）太陽光発電設備の構造を変更する場合
6 環境の保全上又は災害発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがある変更

（2）軽微な変更内容

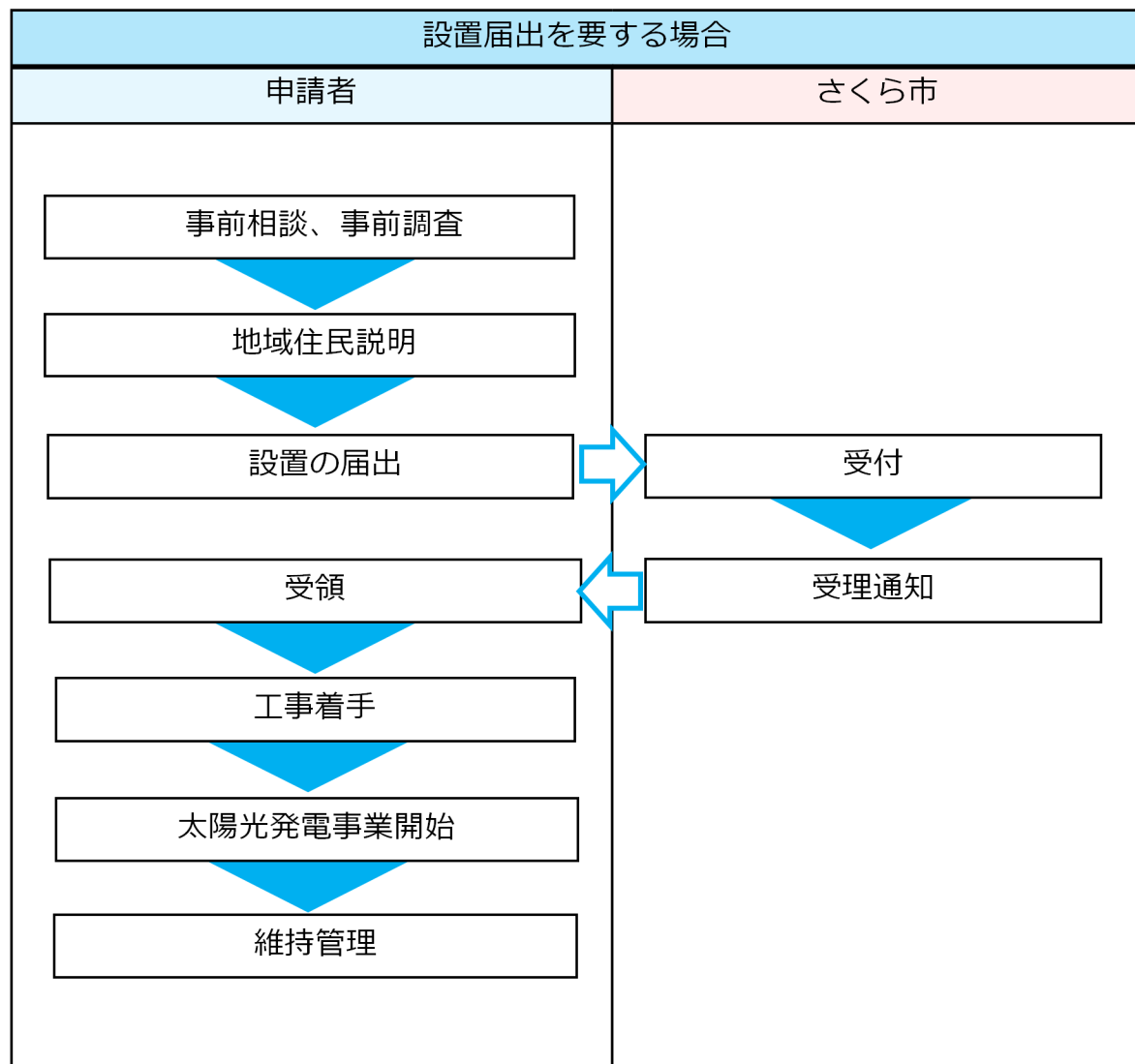
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
2 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更
（1）破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為

4 地位の承継等

設置許可を受けた者において、当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部が譲渡、相続、合併、分割され、別の者の所有となったときは、条例上の地位を承継することが規定されています。この地位を承継したことを届け出る必要があり、手続きは設置規制区域内施設の地位の承継届出書（第17号様式）を提出することで行います。当該届出は、地位の承継の日から30 日以内にしなければなりません。

また、上記承継届出書を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、条例第18 条で規定する維持管理計画（P20参照）を作成し、適切に維持管理を行わなければなりません。また、作成した維持管理計画書はHP等で公表してください。

設置届出を必要とする場合の標準的な手続きフロー



1 設置の届出

設置の届出は、地域住民説明後、設置届出書（様式第8号）及びその添付書類を提出することで行ないます。

（1）添付書類

添付書類	記載事項・注意事項
☐ 太陽光発電施設の設置計画	・許可基準を満たしていること、または、満たすための方策を記載すること。参考様式1
☐ 説明会報告書（様式第2号）	・p5地域住民説明のとおり住民説明を行ない、必要な書類を添付すること。
☐ 事業区域の位置図	・縮尺1/25,000以上 ・方位 ・申請箇所を記載
☐ 事業区域の区域図	・縮尺1/25,000以上 ・方位 ・事業区域の境界（赤字で囲む）
☐ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書	・発行後3カ月以内 ・事業区域の土地に係る全部事項証明書
☐ 事業区域の土地に係る土地所有者一覧	・土地の地番 ・土地所有者の住所氏名 ・様式はありません
☐ 事業区域内に係る公図写し	・発行後3カ月以内 ・事業区域、地番、地籍、地目、が記載されていること。
☐ 土地利用計画平面図	・縮尺1/1,000以上 ・事業区域（赤字で囲む） ・事業区域内に設置する工作物の位置、形状、寸法 ・緩衝帯の位置、形状、寸法 ・標識の位置、形状、寸法 ・事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置
☐ 造成計画平面図・断面図	・縮尺1/1,000以上 ・事業区域（赤字で囲む） ・切土、盛土の施工範囲及び杭の位置 ・切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張の設置位置 ・擁壁の位置 ・排水施設の位置、流下方法 ・施工前後の地盤面 ・切土、盛土の範囲、高さ及び勾配 ・擁壁の形状及び高さ ・排水施設の位置 ・その他、災害を防止するための施設の位置

添付書類	記載事項・注意事項
☐ 太陽光発電設備の構造図	・縮尺1/50以上 ・太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ・変電設備の形状、高さ、寸法 ・太陽光発電設備及び架台等の色彩 ・太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログを添付
☐ 事業区域内に設置する工作物の構造図	・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等 ・カタログを添付
☐ 維持管理に係る計画書	・p 20を参照
☐ 太陽光発電事業に係る資金計画書	・太陽光発電施設の設置計画に含めて記載することも可
☐ 廃棄費用の積立計画	・維持管理に係る計画書に含めて記載することも可 ・事業完了日までに、積立金額が太陽光パネルの設置kw数に、資源エネルギー庁が算出した1kwあたり廃棄費用（中央値）をかけたもの以上となるように、積立計画を作成すること。
☐ 電気事業者との特定契約書写し	・該当がある場合は添付
☐ 現況写真	・全景がわかるように
☐ 他法令による許認可書	・許認可済みのものは許可書または認可書の写しの添付 ・認可申請中のものは申請書の写し ・資料には、許認可者、許可年月日、許可機関、許可の内容、条件等が確認できるものであること

2 届出内容の変更

設置許可の申請に係る事項（条例第8条各号）を変更しようとするときは、その旨を市長の届け出る必要があります。届出内容変更の届出は、あらかじめ地域住民に変更内容の説明（条例第9条）を行ない、設置届出内容変更届出書（様式第9号）及びその添付書類を提出することで行ないます。

軽微な変更については、届出の義務はありません。

（１）変更が必要な事項

1 太陽光発電施設の設置の場所
（１）事業区域の面積の増減に伴い、土地の地番に変更がある場合
2 事業区域の位置及び面積
（１）太陽光発電施設の事業区域内の位置を変更する場合 （２）事業区域の面積が変更になる場合（面積の増減に関わらず）
3 太陽光発電施設の出力（太陽電池の合計出力を含む）
（１）発電出力を変更する場合（出力の増減に関わらず）
4 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間
（１）事業実施予定期間を延長する場合
5 太陽光発電施設の設置計画及び太陽光発電施設の構造に関する事項
（１）事業区域の木竹の伐採及び土地の形質変更を行う場合 （２）擁壁・排水設備等の工作物を変更する場合（新設又は廃止を含む） （３）太陽光発電設備の構造を変更する場合
6 環境の保全上又は災害発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがある変更

（２）軽微な変更内容

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更
2 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更
（１）破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為

3 事業の譲渡

届出書を提出した者において、当該届出書に係る太陽光発電事業の全部が譲渡、相続、合併、分割され、別の者の所有となったときは、届け出ることが規定されています。設置規制区域外施設の事業譲渡届出書（第18号様式）を提出することで行います。当該届出は、譲渡等があった日から30 日以内にしなければなりません。

また、事業譲渡届出書を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、条例第18 条で規定する維持管理計画（P20参照）を作成し、適切に維持管理を行わなければなりません。また、作成した維持管理計画書はHP等で公表してください。

事業者は、災害発生の防止及び周辺環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発電事業を長期安定的に運営するため、施設等について常時安全かつ良好な状態を維持する必要があります。このため、全ての事業者に対し、維持管理基準に従い適切な維持管理を義務付けています。

1 維持管理基準

太陽光発電事業者は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って、太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければなりません。

1	太陽光発電施設等は、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
2	太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合は、太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること。
3	土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。

2 維持管理計画

太陽光発電事業者は、上記の基準に従った維持管理を行うための計画（以下、維持管理計画）を作成し、当該計画により維持管理を行わなければなりません。

なお、電気事業法第42条で定める保安規程を作成している場合において、次に掲げる事項が記載されているときは、当該保安規程を維持管理計画として差し支えありません。ただし、下記の「維持管理計画において記載する項目」の内容が不足している場合は、追加または別紙にて記載してください。計画書は参考様式2を参考に作成してください。

（1）記載する項目

1 維持管理の基本的事項
(1) 作成日 (2) 事業者名 (3) 施設の設置場所 (4) 保守点検責任者 (5) 事業区域の面積、発電出力（合計出力） (6) 運転開始年月日（予定）

(7) 維持管理の内容 施設全般、太陽光発電設備、付帯施設、事業区域などに関する維持管理の内容 (8) 損害保険の加入状況
2 維持管理の実施体制
(1) 太陽光発電施設等の維持管理に関する組織体制や人員体制、連絡体制 ※組織図などを用いて記載 ※維持管理を委託している場合や電気主任技術者が必要な場合にはその者を含めてください。
3 維持管理の保守点検項目、方法及びその実施頻度
(1) 点検箇所、点検項目、点検方法及び頻度 (2) 事業規模や施設の立地場所に応じて、点検箇所等の追加を行なってください。 (3) 既存の点検項目の用紙がある場合には、当該用紙を活用して差し支えありません。
4 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合の施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないための措置
(1) 想定される災害発生（土砂災害のほか、暴風、豪雨など）ごとの具体的な対策、実施体制などの種類に応じた措置の内容
5 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合の措置
(1) 速やかな施設の復旧、周辺地域の環境保全上の支障除去のための具体的な対策、実施体制など（初動体制、応急処置、二次災害防止対策、復旧措置、再発防止対策等） (2) 県、市町村、消防や警察などを災害等発生時の連絡体制に入れてください。
6 太陽光発電設備の処分方法、廃止に要する費用の確保に関する方法及び廃止後の事業区域の利用計画
(1) 処分方法、処分に要する費用の算出 (2) 廃止に要する費用の確保に関する方法 (3) 廃止後の具体的な利用計画

3 維持管理計画の見直し

維持管理計画は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、確認や見直しを行ってください。

4 維持管理計画の公表

維持管理計画は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネット、その他の方法により公表しなければなりません。また、「その他の方法」としては、施設の設置場所等に掲示するなどがあります。

5 維持管理計画の提出

設置の申請・届出を要する全ての事業者は維持管理計画書の提出が必要です。設置許可申請や設置届出に併せて維持管理計画の提出書（様式第14号）により提出してください。

また、維持管理計画の提出後、維持管理の内容を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画書を提出してください。その際は、変更した計画の内容がわかるように下線や着色などをしてください。

6 維持管理計画の結果と報告

全ての事業者は、維持管理計画書に従い実施した維持管理の結果を記録し、当該記録を行なった日から起算して5年間、保存しなければなりません。

設置の許可を得た事業者（抑制区域内に設置した事業者）は維持管理の結果について、維持管理結果報告書（様式第15号）により、維持管理を行なった当該年度の記録を翌年度の5月末日までに提出しなければなりません。

7 事故が発生したときの対応及び報告

事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上支障が生じたときは、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を速やかに講じると共に、市及び関係機関へ速やかに報告してください。報告の方法は、メール・電話・FAX いずれかの方法により、発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告してください。速報は参考様式3を活用してください。

また、事故等の発生から30日以内に、事故の概要や対応状況について事故等報告書（第16号様式）を提出しなければなりません。

1 勧告

市長は、設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者に対し、太陽光発電事業の中止、施設の撤去又は原状回復を勧告することができます。また、太陽光発電施設が、許可基準、許可条件に適合していないと認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業を直ちに中止するよう勧告することができます。さらに、維持管理に関する基準に適合していない事業者に対し、土砂災害等の防止及び地域環境等の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができます。なお、条例第20条で市長は指導及び助言を行うことができるとしていますが、正当な理由がなく指導に従わない場合は、当該指導に従うよう勧告することができます。勧告に従わない場合は、条例第24条の措置命令を受けることとなり、市長はその事実と氏名を公表することができます。

2 措置命令

市長は、条例第23条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができます。この措置命令に従わない場合は、条例第12条により市長は設置許可を取り消すことができます。また、措置命令を受けた者に対して、市長は条例第25条により、その事実と氏名を公表することができます。

メモ

お問合せ先

〒329-1392

栃木県さくら市氏家2771番地

さくら市市民生活部 生活環境課

電話番号 028-681-1126

月曜日から金曜日8:30~17:15

(祝日・年末年始を除く)